

令和 3 年第 1 回
河内町議会定例会会議録 第 2 号

令和 3 年 3 月 1 2 日 午前 1 0 時 1 1 分開議

1. 出席議員 12 名

1 番	山 本 豊 君	2 番	佐 川 洋 司 君
3 番	高 橋 利 彰 君	4 番	服 部 隆 君
5 番	高 橋 稔 君	6 番	小 更 雅 之 君
7 番	諸 岡 周 示 君	8 番	牧 山 龍 雄 君
9 番	野 澤 良 治 君	10 番	星 野 初 英 君
11 番	大 野 佳 美 君	12 番	宮 本 秀 樹 君

1. 欠席議員

な し

1. 出席説明員

町 長	雑 賀 正 光 君
副 町 長	藤 井 俊 一 君
総務課長兼秘書広報課長	諏 訪 洋 一 君
危機管理監	野 澤 茂 君
企画財政課長	北 澤 雅 志 君
経済課長	坂 本 紀 幸 君
上下水道課長	香 取 秀 一 君
教 育 長	鈴 木 裕 之 君
教育委員会事務局長	寺 崎 光 則 君
町 民 課 長	石 山 茂 樹 君
税 務 課 長	伊 藤 英 樹 君
子育て支援課長	足 立 誠 君
福祉課長	吉 田 茂 久 君
出 納 室 長	石 山 由美子 君
都市整備課長	仲 代 直 人 君

1. 出席事務局職員

議 会 事 務 局 長	小 島 孝 裕
-------------	---------

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和3年3月12日（金曜日）

午前10時11分開議

議事日程

日程1. 一般質問

日程2. 議案第1号 河内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程3. 議案第2号 河内町職員の給与に関する条例及び河内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程4. 議案第3号 河内町地域福祉基金条例の一部を改正する条例

日程5. 議案第4号 河内町消防団条例の一部を改正する条例

日程6. 議案第5号 令和2年度河内町一般会計補正予算（第10号）

日程7. 議案第6号 令和2年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程8. 議案第7号 令和2年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程9. 議案第8号 令和2年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程10. 議案第9号 令和2年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程11. 議案第10号 令和3年度河内町一般会計予算

議案第11号 令和3年度河内町国民健康保険特別会計予算

議案第12号 令和3年度河内町介護保険特別会計予算

議案第13号 令和3年度河内町介護サービス事業特別会計予算

議案第14号 令和3年度河内町後期高齢者医療特別会計予算

議案第15号 令和3年度河内町下水道事業特別会計予算

議案第16号 令和3年度河内町水道事業会計予算

日程12. 議案第17号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例

日程13. 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程14. 閉会中の所管事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

日程1. 一般質問

日程2. 議案第1号

日程3. 議案第2号

日程4. 議案第3号

- 日程 5. 議案第 4 号
日程 6. 議案第 5 号
日程 7. 議案第 6 号
日程 8. 議案第 7 号
日程 9. 議案第 8 号
日程 10. 議案第 9 号
日程 11. 議案第 10 号
議案第 11 号
議案第 12 号
議案第 13 号
議案第 14 号
議案第 15 号
議案第 16 号
日程 12. 議案第 17 号
日程 13. 選挙第 1 号
日程 14. 閉会中の所管事務調査の件

午前 10 時 11 分開議

○議長（服部 隆君） おはようございます。昨日、東日本大震災から10年という節目を迎えました。ここで黙禱をささげたいと思います。

御起立ください。

〔総員起立〕

○議長（服部 隆君） 黙禱。

〔黙禱〕

○議長（服部 隆君） お直りください。

着席してください。

改めまして、ただいまの出席議員は12名であります。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでありますので、御了承くださいますようお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 日程 1、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により質問を許します。

1、逃げ遅れゼロの実現のために、移動販売については、星野初英君からの質問です。

2、廃校した学校について、成田空港関連の周辺対策交付金については、諸岡周示君か

らの質問です。

3、学校給食について、C o v i d 19のワクチン接種については、佐川洋司君からの質問です。

4、旧小中学校の跡地利用及びかわち学園について、コロナ対策について、町政一般については、宮本秀樹君からの質問です。

初めに、星野初英君、登壇願います。

〔10番星野初英君登壇〕

○10番（星野初英君） 皆様おはようございます。10番星野初英です。通告に従いまして一般質問をいたします。コロナ禍に伴い、端的に質問をいたします。

先月の2月13日23時過ぎに3.11を思わせるような地震もありました。早いもので、昨日で東日本大震災から10年が過ぎました。被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

大規模災害の場合、被害をゼロにするのは難しいです。震災後、災害対策基本法が2度も全面改正され、様々な対策に減災の考え方が盛り込まれました。

我が町においても、防災ガイドブックにも載せてありますが、災害時取るべき行動を時系列で整理したタイムラインや、流域治水などです。国土強靱化を通して、どうすれば被害を抑えられるかということを常に考えなければならないと思います。その際に大切な視点は、災害に強い地域コミュニティをつくることだと思います。

近年の自然災害も、高齢者など要支援者が逃げ遅れ、亡くなった事例が少なくないです。住民同士で事前避難の時期などを話し合うなど、共助による地域防災力の強化が急がれると考えます。

そこで、今回、逃げ遅れゼロの実現のためにと昨年9月の定例会に質問をいたしました、移動販売の進捗状況についてお聞きいたします。

詳細は自席にてお伺いいたしますので、町長、担当課長の前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 災害時には自助、共助、公助がございます。地震のときと河川の氾濫のときと避難場所が違います。マイ・タイムラインは台風の接近によって河川の水位が上昇するときに、自分自身を取る標準的な防災行動を時系列に整理し、取りまとめる行動計画表です。急な判断が迫られる洪水発生時に、自分自身の行動チェックリスト、または判断のサポートとして役立ちます。自分の家族構成や生活環境に合った避難に必要な情報、判断、行動を把握してマイ・タイムラインを作成し、自分の逃げ方を決めておく。もちろん、マイ・タイムラインで想定したとおりに進行するとは限りませんが、マイ・タイムラインを作成すると、自分の家族が取るべき行動の、いつが明確になります。そこで、我が町のマイ・タイムラインの取組の考えをお聞かせください。

また、以前から自主防災組織のお話がありましたが、今どれくらい進んでいるのでしょ

うか。

私は、防災士の資格を取って9年が過ぎましたが、残念ながら河内町において、何も生かされておりません。今回、防災士の方がどれくらいいるのかお聞きしましたら、消防団の方が73名、一般の方が10名とお聞きしました。消防団の方の防災士は、災害のときに消防団としての活動がありますので、一般の防災士さんが野澤危機管理監を中心に研修会を持っていただいたらよいのではないのでしょうか。

区長さんを中心に自主防災組織をつくるのがなかなか進まない状況でしたら、防災士の方と区長さんが協力してできないものなのでしょうか。そのためにも、ここにいらっしゃる議員さんにもぜひ協力していただき、防災士の資格を取っていただきたいと思います。

防災ガイドブックにもマイ・タイムラインを書き込めるようになっておりますが、自分で書き込んでいる方は少ないと思います。研修を受けた方が中心になってこの茨城県で作っております「逃げキッド」、こういったものを使っていただいて、そして小さい単位で住民の方と共に進めることができれば、住民の防災意識がもっともっと高まるのではないかと考えます。町の考えをお聞かせください。

野澤危機管理監、答弁よろしく願いいたします。

○議長（服部 隆君） 野澤危機管理監。

○危機管理監（野澤 茂君） 星野議員の質問にお答えいたします。

星野議員のおっしゃるとおり、地震と洪水時の避難所は場所が異なるため、行動はもとより、準備の仕方も変わってまいります。

現在、国ではマイ・タイムラインの作成を推進しています。また、「逃げキッド」を使った住民向けの講習や避難の仕方を示しています。

河内町においても、防災ガイドブック内に、地震時及び洪水時対応タイムラインのページがあります。先ほど、これも議員のほうからおっしゃったとおりでございます。

これは、家庭内で話し合い、作成できるようになっています。3日前の防災情報から、家ではどのような準備や行動をするか、避難までを時間軸に合わせて作成していくというものです。結果、我が家の避難行動のタイムラインが完成するわけです。

昨年も、防災ガイドブック、洪水ハザードマップが新しくなりました。説明会においてもお話をさせていただいたところですが、これからも区長説明会や地区説明会において、根気強く、説明していきたいと思っております。

自主防災組織についてであります。現在活動されているところは1地区のみであります。しかし、住民説明会によって来年度に向けた動きが数か所出てきているのも現実です。町は、その地区に対してサポートを続けていきたいと考えております。

次に、防災士の件ですが、現在の河内町において防災士の数は、先ほどおっしゃったとおり、消防団特例で73名、一般取得者が10名であります。今後、防災士名簿を取り寄せ、河内町の防災活動を支援していただくような、これは他の市町村で設置しているんですが、

防災士協議会というようなものをつくっていかねばと考えております。

組織ができれば、地区防災訓練や救命講習会、防災意識の普及活動及び河内町総合防災訓練への参加をいただいて、住民指導とかもできると思います。そういった地域に寄り添う形で、気軽に、洪水マイ・タイムラインの作成等、手助けなどお願いすること、これから考えていかねばならないと思います。

防災意識の高い防災士さんですから、一住民ではなく、日頃から身の回りの備えを行い、防災減災に関する知識と技術をスキルアップしていただきながら、これは町のほうで、講師等呼んでスキルアップのお手伝いをするしかないと思いますが、小さな集まりから御近所防災士のような形で、関係を住民と共につくっていただき、減災を目指すようにしていかねばならないと考えます。

また、先頃、ヤフーとLINEが提携し、災害情報をプッシュ式メールで届ける積極的な取組が行われるという情報もありました。情報を知る上でも、自ら情報を取りに行くということに関しても、自助力を上げる一つの方法だと思います。

ぜひ、防災災害ガイドブックに載せてありますヤフー防災速報、QRコードになっていますが、スマホを持っている町民全員がダウンロードしていただいて、避難の目安やタイムラインづくりにつなげてほしいと考えております。

そして、先ほども星野議員からありましたように、再度のお願いでございます。災害時河内町住民の逃げ遅れゼロを目指して、ぜひ議員の皆様が先頭に立ち、できれば防災士を全員が取得していただき、地域の区長さんを巻き込んで、自主防災組織をつくる手助けをしていただくことが肝要かとございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 野澤危機管理監、ありがとうございました。

龍ヶ崎市さんは、皆様御存じのように、本当に防災士さんがたくさんいて、自主防災組織もとても進んでおります。住民の意識も大分高くなっているように感じます。

ある方が高齢者の集まりのときに、小さな単位で「逃げキッド」を使って、一人一人に寄り添って、一人一人書き方とか教えないと分からないんですけれども、一緒に仕上げると、今日はとってもよかったって、その高齢者の方がね。これを冷蔵庫に張っておいて、若い人に見せるよと言ってくれたりして、本当に老人会の集まりとかいろいろなことに対して、少しずつ防災士さんが中心になって、やっているようです。河内町もそうしたいなと思っております。

河内町はこれからですが、それにはやはりリーダーを育成していかねば進まないと思います。野澤危機管理監の言うように、私たち議員がまずは防災士の資格を取って、地域の方々と一緒に自主防災組織を立ち上げるようにしたいと思いますが、議員の皆様いかがですか。（「頑張らしましょう」と呼ぶ者あり）そうすれば、いろいろなことが見えてき

て、地域に合った知恵がいろいろ出てくると思います。いざというときに、協力し合って行動が取れるようになると思います。また、民生委員の方々とか住民の方々が、台風とかいろいろなときに情報が欲しいって、前も言われました。

先ほど、危機管理監のほうからお話がありましたけれども、スマホ持っている方がダウンロードするのに、やっぱりそれが防災マップというか、防災のいただいたやつにも載っているんですけれども、それを皆さんどこまで見ているかというのがやはり問題なんですね。

ですから、広報とかにももっとそういったダウンロードしてくださいとか、そういった周知もお願いしたいと思います。

ここで、雑賀町長の考えがございましたら、お聞かせください。

○議長（服部 隆君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 星野議員、防災士を持っておられるということで、防災意識が非常に高いということは本当にありがたいことでございまして、この自主防災組織をつくらうということで、私も大分、区長会するときには話をさせてもらってきた経過があります。何度も何度も。ところが、区長さんは何年かで交代するものですから、どうしてもそれが続かない。防災士を町内にたくさん育成を、一般の方、していただいて、その防災士の会というんですか、防災士が集まってそういう町の防災についての会議等、連絡協議会みたいなのができて、そういう中で地域での自主防災組織を立ち上げるというふうな形のほうが、現実味があるのかなと感じました。

そういう意味で、この危機管理監を中心として防災士の育成を進めていって、確実に、地域にそういう意識を根差していくには、逆に早道かなというふうに感じました。ですから防災士の育成、町のほうでもそれを進めていくようにしたいと思います。

以上です。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 雑賀町長、ありがとうございました。

これから皆さんでやはり町の安全とか、また本当に安心して暮らせるようにしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、昨年9月に買物弱者支援として移動販売についての一般質問をさせていただきましたが、新型コロナウイルスが猛威を振るう中、自粛生活が続いた中、高齢者の方はなかなか買物にも思うように行かれなかったと思います。そういった状況の中、皆様から移動販売はいつ始まるのという問合せが結構ございます。

そういった点で、ここで、その後の移動販売の進捗状況を吉田課長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 星野議員の御質問にお答えします。

移動販売に関し、昨年9月に御質問をいただいて以降の進捗状況でございますが、同月、第3回交通弱者に係る打合せ会議を開催いたしました。

協議の内容は、9月の定例会で答弁いたしました、70歳以上の方に対し実施したふだんの買物に対するアンケートの集計結果と、近隣で実施している移動販売3業者を比較した調査資料を協議していただきました。

アンケートからは、回答いただいた方の約3割の方が一人暮らしで、一人暮らしのうち5割の方が自動車を運転しておらず、そのうち13%の方は食料品を含めた生活必需品の買物を誰かに依頼していることが分かりました。

次に、近隣で実施されている移動販売の事業形態は、3事業者とも、お客様と顔を合わせてコミュニケーションを取りながら販売し、高齢者の異変などに気づくことができる、見守りを兼ねた販売形態となっております。

業者選定の中で重視したのは、一人暮らしで移動手段がなく、長い歩行ができないため他者に買物を依頼している方が、商品を自分の目で見て選び、手に取りながら買物をするとはと考えたとき、2業者は、販売場所を決めて定期的に巡回するバス停方式で運営しており、とくし丸は定期的に御自宅の軒先まで何うスポット方式での運営形態でありましたので、第4回目の会議を開催し、とくし丸が実際に販売しているところを委員の皆様と見学させていただきました。

販売場所では、既に数名の方がとくし丸を待っており、委員の皆様がお話を伺うと、「とても助かる」や「毎回楽しみにしている」などの声を聞かせていただき、販売の様子を見ると、ドライバーと会話し、商品を手に取り、笑いながら買物を楽しんでおられました。

実際の様子を見学した上で、委員の皆様には河内町に必要な事業形態であるとの賛同をいただき、とくし丸の契約スーパーである株式会社ナリタヤと協力し、河内町で運行していただくための販売パートナーを昨年11月より回覧にて募集し、販売パートナーに関する説明会を昨年12月に開催し、4名の方が参加されました。

とくし丸本社からお越しいたいただき、事業概要について説明させていただきましたが、手を挙げていただく方がいませんでしたので、再度2月に各戸配付にて2回目の募集をしているところでございます。さらに、株式会社ナリタヤからもフェイスブックやツイッターなど、SNS上で募集していただいております。

販売パートナーが人選されましたら、約3か月間、株式会社ナリタヤの社員となり、食品衛生責任者育成講習、営業許可申請、株式会社ナリタヤでの研修、とくし丸への販売同乗研修を行う予定でございます。

河内町の販売コース作成には、ナリタヤ移動販売担当社員と一緒に、河内町の独居高齢者宅全戸に連絡させていただき、移動販売開始のお知らせをします。2度目の連絡にて利用意向を確認し、曜日別の3コースを作成した上で移動販売開始となります。

移動販売事業を成功させるために、最も重要なのは、オーナー経営者であるドライバーさんの人格や人間性であると考えますので、適任の方がいらっしゃいましたら、ぜひお声をかけていただき、応募の上、説明だけでも聞いていただきたいと考えておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 吉田課長、ありがとうございました。

吉田課長が言われるように、ドライバーさんの人柄とか人間性はとても大切なことだと思います。私もこの方ならいいのではないかと思い、何人かの方に声をおかけしましたが、本人から、私にはできないとか、また、家族の方から反対されたりして断られたという経緯がございます。

高齢者の閉じ籠もり防止、介護予防にもつながり、新たな交流や地域のつながりが深まることも期待できるこの移動スーパーを、高齢者の方々や買物に行けない買物弱者の方々が本当に楽しみに待っておりますので、どうか1日も早くと言いたいですけれども、人格的なこともありますけれども、何で受けてくれないのかなって思う部分もありますけれども、よろしくお願いいたします。

この点で、町長、何かございましたら一言お願いします。

○議長（服部 隆君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 募集をかけているんですけれども、私、もし、これ進めるとしたら、事業計画を見ますと、何というんですかね、いけるんじゃないかと思うところもあるんですけれども、実際には車を、例えば借りるのか買ったのかも含めて事業計画を見ますと、やはり本当に誰でもそうですが、現実的には事業として成り立たないと、手を挙げる人はいないと思うんですよ。ですから、そういうときには、行政のほうで例えば車を購入して貸すとか、何かそういう行政側でバックアップできる場所があれば、そういうことをお手伝いしながら、一緒になって考えないと、ナリタヤさんと事業をやる方だけで進めばいいんですけれども、ほかでうまくいってもじゃあ河内町でうまくいくのかっていったら、やる人はボランティアってわけにはいかないんですよ。やっぱりそれなりの人が運転して、機転を利かせながら歩くっていったら、やっぱりもう70、80の人じゃ無理だと思うんですよ。そうしますと生活がかかっていますから。

ですから、そのあたりも含めて考えていかないといけないんじゃないかなというふうに思っていますので、進み具合によって、そういう町での支援というのでも考えていく必要があるのかなというふうに考えています。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） もし、本当にいないようでしたら、そういった点も考えていただき、ぜひとも進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部 隆君） 次に、諸岡周示君の登壇を願います。

〔7番諸岡周示君登壇〕

○7番（諸岡周示君） 皆さん、おはようございます。7番諸岡周示です。傍聴の皆様には、常日頃、議会に際しまして、御監視をいただきまして誠にありがとうございます。

先ほど、開会に至ったときに黙禱をいたしました。あの未曾有の被害を起こした東日本大震災から10年がたち、いまだに避難生活をしている方は、本当にたくさんいると思います。そして、あの原発の爆発により、茨城県でもお米を中心とした風評被害がいまだに消えません。

そんな中、追い打ちをかけるように新型コロナウイルス感染症が発生して1年がたち、世界中に感染が拡大されました。ワクチンの接種が少しずつ始まりましたが、日本でも医療従事者が開始されましたが、これからいつ頃までに一般の人が受けられるのか、そして終息に向かうのか、私には先の見えない状況だと感じております。

先ほど、防災に関しては先輩議員が、そして、これからコロナ関連に関しては同僚議員、そして先輩議員がいたしますので、今回の質問は、まず、廃校になった学校の空き教室やその利用状況などについて質問をいたします。

みずほ小学校が、1階だけ改修の工事が始まりましたが、今後2階、3階はどのような方向にするのか、また、生板小学校についてはどうなのか。そして、河内中学校は無償貸付けでの議会での承認をいたしましたけれども、その後どうなっているのかなどを質問いたします。

2番目に、昨年4月に成田空港の更なる機能強化に伴って、河内町は周辺対策交付金、いわゆる地域振興枠の支援金が成田空港のほうから出るようになりました。その使い道を質問いたします。

詳しいことは自席にていたしますので、答弁のほうをよろしくお願いします。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） まず初めに、現在、みずほ小学校は改修をする工事をなされていますけれども、部屋数が幾つあるのか。そして、私はちょっと調べていませんけれども、全室これから改修するのか。そしてどのような改修をなされるのか。また、2階、3階についてもそうですけれども、どのような考えでいるのか、具体的な計画も教えていただければと思います。

また、先ほど言いましたように、臨時議会まで開いて貸付けを承認した生板小学校については、条件が合わないということで契約できなかったと思いますけれども、今後それはどのように進められるのか。

そして、河内中学校については、昨年6月に農事法人サン・ウォーターに無償貸付けを議会にて承認いたしましたけれども、これと同じように、どのようにこれから進められよ

うとするのか、教育委員会の事務局長に質問をいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（服部 隆君） 寺崎教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（寺崎光則君） 諸岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、旧みずほ小学校の改修について御説明させていただきます。

みずほ小学校の1階には、校長室や職員室をはじめ12の部屋がありまして、その全室の改修を行っております。また、2階、3階につきましては、給排水関係の改修を一部行いますが、大きな改修は行っておりません。

改修後は、校長室を教育長室、職員室を教育委員会の事務室として使用し、放送室は教育相談員が相談を受ける相談室として、保健室とその隣の教室は町商工会で事務室及び会議室として使用していただく予定です。そして、理科室と理科準備室については、共用の大小の会議室として使用いたします。そのほか、更衣室や配膳室などは書庫として使用する計画となっております。

次に、2階、3階につきましては、閉校した各小中学校に残してある資料や絵画などを保存保管しておく場所として活用するとともに、災害時の避難場所にも指定されていることから、総務課と調整の上、災害用物資の備蓄場所としても使用していきたいと考えております。

次に、旧生板小学校の現在の状況について御説明いたします。

体育館、校庭につきましては、これまで暫定的に社会体育活動で利用していただいておりますが、令和2年12月の定例議会で条例を整備させていただきましたので、4月からは正式に町の社会体育施設として、教育委員会で管理運営を行ってまいります。

プールについては、かわち学園の水泳授業で使用しておりまして、例年6月から夏休み前まで、かわち学園の児童生徒がバスで移動して水泳の授業を行っております。

校舎につきましては、現在、公募などは行っておらず、今後の利活用については未定となっております。使用していなくても、年間約200万円の維持管理費がかかっているということもありますので、小中学校再利活用審議委員会に諮りまして、今後の方向性について検討していきたいと考えております。

次に、旧河内中学校の貸付けにつきましては、令和2年6月の定例議会で承認をいただき、校舎、校庭、プールをパック御飯の製造工場として活用するため、農事組合法人サン・ウォーターと10年間の無償貸付けの契約を締結しているところですが、施設整備に係る補助金の採択が決定していないことから、施設の引渡しを保留している状況です。

契約の際に取り交わしました覚書では、補助金が不採択となった場合、販路の確保が困難となった場合及び契約の効力が発生した日から2年が経過する日までに事業開始が困難になった場合は、契約の継続について協議することとなっております。

補助金に関する動きとしましては、昨年、令和2年度の産地生産基盤パワーアップ事業

に申請をいたしました。採択はされなかったと報告を受けております。その後、令和3年度の強い農業・担い手づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）にエントリーし、審査中となっております。補助金の採択状況に応じて、その後の対応について協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 私は平成29年の一般質問の中で、先ほどちょっと局長が言われた廃校した学校の貴重な資料をどのような方法で保存するかということですが、聞いたところ、4から5教室の部屋に保存するということですが、いつ頃それを実施するのか。そして、どのような形でこれをやるのか、その辺をお聞かせください。

○議長（服部 隆君） 寺崎教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（寺崎光則君） 質問にお答えいたします。

廃校にした各小中学校の貴重な資料の保存につきましては、先ほどの答弁のとおり、旧みずほ小学校の2階、3階に保存保管をしていきたいと考えております。

移動の時期は、みずほ小学校の改修工事が完了してからと考えておりました。改修工事が終わりましたら、教育委員会の事務室移転と並行して進めていく予定でございます。移動させる物の中には、寄贈された大きな絵画など、専門業者に依頼して移動、設置する必要がある物もございますので、予算措置を含め準備を進めまして、8月をめどに資料等の移動を完了させたいと考えております。

また、保存した資料等につきましては、単に空き教室にしまっておくというのではなく、町民の皆様や資料研究をされる方などが御覧いただけるような形を取りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

次に、成田空港の周辺対策交付金について質問をいたします。

昨年4月に、成田空港の更なる機能強化の見直しによって、第1種区域が約700戸拡大対象になりました。それと同時に、空港のほうから地域振興枠として、毎年1億1,000万円を超える交付金が入るようになりました。

私も、特別委員会の委員長としても、この使い道として、教育、医療、福祉といったものに充てられるというようなことを聞いておりますけれども、その一環で昨年9月に、給食費の無償化などもその一環だと思いますけれども、そのときの答弁の中で、その使い道は騒音対策協議会などの会を広く意見を聞いて決めたいと言われるようなことも言われました。今後そのような場をいつ設けるのか、また、どのようなことを考えているのかを教えてくださいたいと思います。

私は意見として、河内町の高齢者は65歳以上で35%もいるというようなことも聞いております。そしてお医者さんや買物に行く、いわゆる交通弱者への、先ほど星野議員からありましたように、手厚い予算を、そして子供たちの伸び伸び育つ環境づくりなど、特色ある事業へ使ってもらえばと考えますけれども、福祉や教育は担当課は違いますけれども、窓口の担当課として都市整備課長に質問いたします。

また、財政面では企画財政課長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（服部 隆君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） 諸岡議員の御質問にお答えします。

周辺対策交付金については、成田空港の更なる機能強化に伴い、今年度より、現在の発着回数30万回から50万回を前提とした算定方法に改められ、交付金の総額がこれまでの1.5倍まで増額されたところです。

御質問にございます地域振興枠は今年度より創設され、諸岡議員からもありましたが、これまで交付金の使途対象外でありました教育、医療、社会福祉等に係るソフト、ハード事業にも使途可能となり、それぞれの市や町が行う様々なまちづくりの取組を効果的に活用できる交付金となっております。

その他、まちづくりに係る設計費、調査費等や防災に係る資機材の購入費なども地域振興に資する事業の対象となっております。例えば、教育については、就学援助、児童手当、給食費、学校維持費等。医療については、医療費助成、医療施設運営維持、健康増進事業等。社会福祉については、社会福祉施設の維持運営事業、社会福祉機器、車両等の購入等。その他、産業の振興、生活環境の改善等、地域づくりに係る事業、設計調査委託等。また、防災に係る事業、非常用発電設備等にも活用することができる交付金となっております。

こうした中、都市整備課では、地域振興枠の配分額に応じ、事業内容、事業費について精査し、翌年度8月にN A Aへ報告することになっております。今年度は初年度ということがあり、どのような事業が活用できるか、N A Aに確認を取りながら慎重に進めておるところでございます。

町では、毎年、河内町航空機騒音対策協議会を9月から10月にかけて開催しております。今年度は地域振興枠の内容についてお知らせしたところですが、来年度開催する協議会において、令和2年度の事業活用状況について報告できると考えており、その際、御意見等を伺いたいと考えております。

また、新規事業についても、内容が本交付金の目的に合致しているか、N A Aと協議し、町長、関係各課と連携を図りながら、交付金を有効に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 諸岡議員の質問にお答えさせていただきます。

地域振興対策交付金につきましては、都市整備課長からも説明がありましたが、成田空港の更なる機能強化を進めるに当たり、空港騒音下の市町に対し、地域振興枠としてこれまでの周辺対策交付金の充実も踏まえ、新たに創設された交付金であり、その使途につきましては、これまでの交付金等では対象外となっておりました教育、医療、福祉関係事業への経費として活用できるものでございます。

この地域振興対策交付金につきましては、当３月の定例会におきまして一般会計補正予算におきまして、今年度の交付見込み額を改めて予算に計上したところでございます。

交付金の使途につきましては、担当課であります都市整備課において、交付金の趣旨、目的に基づき、該当となる事業の洗い出しを行い、交付対象であります成田国際空港株式会社と協議が調ったものにつきまして、活用させていただく予定でございます。

今年度は福祉事業として、次世代育成支援金交付事業や児童手当に、また、教育事業として、かわち学園学習用コンピューター等整備事業や、こども園を含めた給食費の無償化、医療事業といたしましては、定期予防接種、各種検診等の事業への活用について協議を進めているところでございます。

現在、予算編成に当たりましては、事務事業の見直し、定員管理の適正化、経費の節減等に努めてきたところであり、翌年度から計画されております統合認定こども園建設関連事業の着手に当たり、将来的に必要とされる経費にも対応できるよう、財源の確保にも努めているところでございます。

御質問いただきました、成田国際空港からの新たな交付金となる地域振興対策交付金につきましては、自主財源の少ない当町におきまして、住民サービスのさらなる向上につながるよう、事業の必要性や効果等を視野に入れた上で、町長、各担当課等と協議を図り、有効に活用させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） ７番諸岡周示君。

○７番（諸岡周示君） ありがとうございます。

これからも町民目線で行財政運営をお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部 隆君） ここで暫時休憩いたします。

10分間の休憩とします。

午前１０時５７分休憩

午前１１時０５分開議

○議長（服部 隆君） 再開いたします。

次に、佐川洋司君、登壇願います。

〔２番佐川洋司君登壇〕

○2番（佐川洋司君） 改めまして、おはようございます。佐川洋司です。よろしくお願いいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症対策として、日々情報が錯綜する中、地方自治体の対応は問われ、大変な御苦勞をされていることと思います。ぜひ、町民が安心して、安全な生活に戻れるよう、御奮闘をよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより町民の目線に立った質問をさせていただきます。簡潔な御返答をよろしくお願い申し上げます。

では、通告に従い一般質問を行います。

1項目は、学校給食についてお聞きします。

2項目は、C o v i d 19、ワクチン接種についてお聞きします。

全て町民にとって安心安全に関わる優先事項です。詳細は自席にてお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 2番佐川洋司君。

○2番（佐川洋司君） 学校給食についてお聞きします。

前回の質問では地産地消に取り組んでいられるという説明をいただきましたが、子供たちの健康と食育の観点から、有機栽培や転換期中有機栽培の食材を用いた有機給食に積極的に取り組むお考えはございますか、お聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 佐川議員の有機給食に積極的に取り組むかの質問に答えさせていただきます。

豊かな毎日を過ごすとともに、生涯を通じて健康な生活を送ることは、私たちみんなの願いです。そのためには幼児期から長期にわたり、一人一人に応じた適切な運動と休養、食生活のバランスを取ることが大切です。

学校給食では、成長期にある児童生徒の心身の健康、健全な発達に資することを目的として、健康教育、ひいては教育活動の一環として重要な役割を果たしています。これは実際の食生活体験による学習を通じて、望ましい食生活、食習慣の形成や、望ましい人間関係の育成などに教育的な効果が見られるからです。

かわち学園では、平成30年度から栄養教諭が配置されています。また、平成30年5月からは学校施設内に給食室を設置し、自校給食を開始しました。このような好条件の中で、栄養教諭が中心となって、教科、総合的な学習の時間、給食の時間、学校行事など、学校教育活動全体で、食に関する指導がさらに充実してまいりました。

そんな中で、佐川議員から提案いただいた有機栽培や、転換期中有機栽培の食材を用いた有機給食は、子供たちの健康、安心安全を考えますと、とてもありがたい提案でございます。

かわち学園では学校農園を利用して、学校運営協議会、シニアクラブなどの地域の皆様

からの協力をいただき、野菜作りの体験活動を行っております。その体験活動の中で、有機栽培を学んでいくことも、食に関する学習につながると思います。食材の安定的な確保の点、給食費の無償化に取り組んでいる本町の現状を考えながら、先進事例を参考にして、有機給食について調査研究をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 2番佐川洋司君。

○2番（佐川洋司君） ありがとうございます。これからもよろしくお願いいたします。

町長、何かございましたら。

○議長（服部 隆君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今、教育長のほうから答弁がありましたが、やはり子供たちが今、シニアクラブの方とかボランティアの方に農業体験をさせていただいております。ですから、そういう体験の中で、無農薬とか有機というもので皆様と生産するということを実践というんですか、肌で感じてもらうということが私は大切ではないかと思います。将来、河内町から離れても、子供のときに体験した農作業で、無農薬だとか堆肥で物を作るというのを学んだことは一生残ると思いますね。ですから、そういう意味では、自分たちでそういう食材を作るという体験、これは今後につながると思いますし、将来の有機とか無農薬というそういう考え方も、小さいうちから学んでもらうということは、必ずつながると思いますので、私はいい提案だと思いますので、そういうふうな方向で進めさせていただけると思います。

以上です。

○議長（服部 隆君） 2番佐川洋司君。

○2番（佐川洋司君） ありがとうございます。

先日なんですけど、政府の方針がちょっと変わってまして、有機農業の推進を図るという報道がされました。恐らく2030年ぐらいまでだと思うんですが、農薬の使用量を50%、化成肥料の使用量を30%削減するという報道だったと思います。

前回に、ちょっと農薬の残留基準が2017年に大幅に緩和されたということをお話しているんですが、グリホサート、ネオニコチノイド系の農薬は、子供の発達障害、アトピー、アレルギーとの因果関係が疑われ、近年EU諸国をはじめ、世界各国で使用禁止の動きが急速に拡大しています。その中で昨年、食品分析センターが給食用パンの調べたところ、大半のサンプルからグリホサートの検出が確認されました。ほかに、浸透性の高いネオニコチノイドでも、米、野菜、果物の内部に浸透し、洗っても落ちないことで、消費者の不安が高まっている現状があります。

現在、有機学校給食への切替えが自治体で急速に広がりを見せています。千葉県いすみ市、木更津市、石川県羽咋市、長野県松川町、愛知県東郷町などですが、いすみ市農林生産課戦略室では、2010年から3人での取組が始まり、2019年には25人に増え、有機米は

100%、野菜では7品種まで栽培され、毎日、全国の地方自治体より有機給食に関する問合せがあるそうです。

また、首都圏エリアの住みたい田舎ベストランキングというものがあまして、4年連続1位という人気があり、人口減少対策としても、子育て世代、若手就農希望者にもアピールされています。ぜひ、河内町も、これからの子供たちの未来と安全と食育にお力添えをお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（服部 隆君） 2番佐川洋司君。

○2番（佐川洋司君） 質問します。C o v i d 19のワクチン接種についてお聞きします。

ワクチン接種は医療関係者から、医療従事者から開始されました。あくまで任意接種であるから、接種するかしないかは個人の自由とはいえ、深刻な問題があります。

1、従来の鶏卵法で作成されたワクチンと異なり、遺伝子ワクチンでは抗原が作成されるため、人間の遺伝子組替えにつながる危険性が指摘されています。

二つ目、メインメディアではほとんど報道されていないのですが、副反応として多数の死者、麻痺、けいれん、アナフィラキシーショック等が報告されている現状があります。

三つ目、接種は任意であるから個人の判断に委ねられているとはいえ、職場などの集団強制が懸念されています。例えば、なるべく全員が接種しましょうなどの呼びかけをされると、自分だけが拒否するわけにはいかないという雰囲気ができる。また、メディアのみに頼っている高齢者などの情報弱者も、主体的な判断ができない。

これら重要な問題に河内町は地方自治体としてどう対処していくのか。これは副反応が起きた場合の補償問題とも関係すると思います。御返答をお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 佐川議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナワクチンについてでございますが、まず一つ目ですが、今回のファイザー製のワクチンの危険性についてでございますが、国から正式にそういった情報はございません。

二つ目の副反応についても、厚生労働省においてファイザー製の新型コロナワクチンに関わる副反応についての情報が公表されております。厚生労働省では、一般的にワクチン接種後には免疫をつけるため反応を起こし、接種部位の痛み、発熱、頭痛などの副反応が生じる可能性があり、重い副反応はまれではありますが、ゼロではないと示されております。

国内での接種が開始され、接種後に生じる副反応を疑う事例について、国におきましても接種医療機関に報告を求め、収集し、その収集した報告事例について、専門家が評価を行い、透明性の向上のため事例や結果を公表し、安全性に関する情報提供などを行うとしております。

3 番目についてでございますが、今回のワクチン接種につきましては、感染症の蔓延防止上、緊急の必要性に基づき実施するものであり、原則としましては、接種を受ける努力義務を適用するということとしておりますが、強制ではありません。最終的には、ワクチン接種のリスクとベネフィットの双方について理解をした上、一人一人が判断し、本人の同意の下に接種していただくことになります。現在、何らかの病気で治療中の方や、体調など接種に不安のある方はかかりつけ医等と相談していただき、ワクチン接種を受けるかどうか判断していただきたいと思います。

また、接種しないことへの判断の不利益、差別はあってはならない極めて重要なこととございます。人権への配慮という観点でも、社会全体で取り組んで対応をお願いしたいと思っております。

ワクチン接種に生じた健康被害については、他の予防接種と同様に、予防接種法に基づき、市町村を申請給付等の窓口とし、国において審査を行い、健康被害救済制度によって補償されます。

最後に、新型コロナウイルス感染症に限らず、それ以外の情報についても、現在はパソコンや身近なスマートフォンなどでネットを介し、様々なメディア以外の情報が簡単に閲覧できる環境にございます。そのネット等の情報の中には真実もあれば、デマ等の社会にとって悪い影響を及ぼすものもございます。そういった様々な情報について、一人一人が正しい情報なのか、またそうでないものなのかをしっかりと見極め、判断していただき、困ったとき、悩んだときは躊躇せずに周囲に相談していただくことも重要と考えております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 2 番佐川洋司君。

○2 番（佐川洋司君） ありがとうございます。

答えにくい質問だったと思います。この質問は、国の方針ということではありますが、地方自治体としての対処の仕方も問われていることと思います。

一つ、気になることなんですが、ワクチンは、まだ治験の段階で正式に承認されていないのではないのでしょうか。ふだん治験というと5年から10年かかるんですが、まだそんなにかかってないってことがあるんですけれども、ただ、なぜかという、未承認ワクチンを接種した場合、生命保険会社の判断で、もしかすると生命保険が無効になるということも、なくはないのではないかと思います。

分かりやすく言うと、承認されていないワクチンというのは毒か何か分からないので、それを打ってしまうと、今まで入った生命保険で、例えばの話ですが、コロナ以外で亡くなっても保険の適用がされない。そういうこともあり得るので、ぜひ、皆さん御自身が御確認をしていただけるようお願いしたいと思います。ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（服部 隆君） 次に、宮本秀樹君、登壇願います。

〔12番宮本秀樹君登壇〕

○12番（宮本秀樹君） こんにちは。引き続き御苦労さまでございます。12番宮本秀樹であります。冒頭に、東日本大震災において10年が過ぎましたが、2万2,000人以上の方々が亡くなったり、行方不明だそうでございます。4年前も今日と同じ議会最終日でした。今までに経験のしたことがないような大地震でした。亡くなられた方々に御冥福を申し上げます。

全世界で起きている新型コロナウイルス感染症の脅威が続き、いまだに感染者が収まろうとしておりません。厳しい環境にあり、河内町としても対策に大変苦労しているところでもあります。イベントだったり、いろいろな行事を中止にしなければならないことがずっと続いています。

また、新型コロナウイルス感染症が早期に終息することを願うばかりであります。コロナの影響で町政が衰退してはなりません。執行部はじめ、職員、議員も最大の努力はしていかなければなりません。みんなで協力し、コロナを撲滅しましょう。

私からは、旧小中学校の跡地利用及びかわち学園について、コロナ対策について、町政一般について、3点質問させていただきます。よろしくお願いします。

詳細については、自席について質問いたします。

○議長（服部 隆君） 12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） 教育委員会事務局長にお聞きいたします。

各学校の跡地の件ですが、現在どのように進んでいるのかお聞きしたいと思います。先ほど諸岡議員からも質問がありましたが、よろしくお願いします。

また、前回、小更議員からも質問がありましたが、かわち学園でのコロナ対策を、現在どのようにしているのかお聞きします。

以上です。

○議長（服部 隆君） 寺崎教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（寺崎光則君） 宮本議員の質問にお答えします。

閉校した各小中学校の跡地の利用状況につきまして御説明いたします。

初めに、旧長竿小学校は、校舎、プール及び校庭の一部をチョウザメ及びトラフグの養殖場として株式会社トキタに、平成28年8月から10年間の無償貸付けを行っています。

次に、旧金江津中学校につきましては、校舎をドローンの研究開発に取り組む株式会社アイ・ロボティクスに、平成29年8月から5年間の無償貸付けを行っております。また、校庭については、地域密着型介護老人福祉施設として社会福祉法人河内厚生会に、平成30年7月から30年間の無償貸付けを行っています。

次に、旧金江津小学校につきましては、校舎、体育館、校庭、プールなど学校施設の全てを撮影スタジオやドローンスクールなどの事業を行う株式会社クラフティに、平成30年7月から10年間の無償貸付けを行っています。

次に、旧河内中学校についてでございますが、諸岡議員の御質問の答弁と重複するところがございますが、校舎、校庭、プールをパック御飯の工場として、農事組合法人サン・ウォーターに、令和2年6月から10年間の無償貸付けの契約を締結しており、施設整備に係る補助金の採択が決定していないことから、施設の引渡しを保留している状況です。契約の際に取り交わしました覚書に従いまして、今後の対応について協議していきたいと考えております。

次に、旧みずほ小学校は、教育委員会と町の商工会で利用するための改修工事を現在進めているところでございます。

次に、旧生板小学校の校舎につきましては、今後の利活用については未定の状況でありますので、小中学校再利活用審議委員会に諮りまして、今後の方向性を検討していきたいと考えております。

最後に、各閉校した小中学校の体育館のうち、旧河内中学校、旧金江津中学校、旧生板小学校の体育館につきましては、これまで暫定的に住民の皆様に開放をしておりましたが、令和3年4月より、正式に町の社会体育施設として活用をしております。

次に、コロナ禍での学校の状況について、これまでの経過を含め御説明いたします。

令和2年3月4日から始まりました新型コロナウイルス感染拡大に伴うかわち学園の臨時休校は、5月18日まで続き、5月19日からの分散登校を経て、6月8日から通常登校が再開されました。

再開後の学校生活における基本的な対策としましては、マスクの着用、毎朝の検温、手洗いや手指の消毒、身体的距離の確保などを徹底してまいりました。そのほか、授業中及び給食時は対面での机の配置をしない、大声での発言や会話は控えるといった対策を取っております。

施設面では、夏休みの短縮に伴い、夏の間の体育館での活動における緊急の熱中症対策といたしまして、大型の気化式冷風機を4台導入しております。また、現在は体育館へのエアコンの設置工事を進めているところでございます。なお、エアコンの設置が完了しましたら、冷風機につきましては町の各体育館で活用する予定です。

さらに、水道の自動水栓化、アルコール消毒液用の自動噴霧器を整備いたしまして、検温には各クラスに1台ずつ非接触型の体温計をそろえ、昇降口にはサーマルカメラを導入しております。

また、学校内の共用部分などを消毒作業を行うために、学校サポーターを1名配置しまして、消毒作業の効率化を図っております。

学校行事では、全体での体育祭、文化祭は実施せず、体育祭は3学年ごとに分けて行い、文化祭は後期課程のみで実施をいたしました。修学旅行は中止としまして、代替として、県内で日帰りの研修旅行を実施しております。そのほか、宿泊学習やスキー学習など、宿泊を伴うものは実施学年をスライドいたしまして、次年度に実施いたしました。

学習面では、臨時休校による学習の遅れを取り戻すために、夏休みを2週間に短縮、県民の日を授業日としまして、冬休みも2日間短縮し、さらには7時間授業を行うなど、授業時数の確保を図りました。また、先ほどの学校行事の代替、延期などによって、例えば体育祭の練習時間が短く済んだことなどによって、通常授業の時間数を増やすことができております。

児童生徒、特に高校受験を控えた9年生にとっては、とても大変な思いをされたことと思いますが、12月には遅れ分を取り戻すことができ、1月からの私立高校の受験、そして県立高校の受験へと進んでいきました。

茨城県立高校の受験では、平成31年から体調不良などにより当日試験を受けられなかった受験生を対象に、追検査を導入しておりますが、今年度は新型コロナウイルスのこともありまして心配をしておりましたが、かわち学園では追検査を受けることとなった生徒はいなかったと報告を受けております。

昨日は、かわち学園で卒業式が行われました。来賓を減らし、御家族の出席は2名まで、在校生は8年生のみの参加という形でありましたが、無事に挙行することができました。

国内では医療従事者からワクチン接種が始まったものの、以前のような学校生活が戻ってくるにはまだまだ時間がかかると思いますので、児童生徒の学びの保障を第一に考え、今後もしっかりと感染予防対策の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） 丁寧な御説明ありがとうございました。

先ほどの諸岡議員がありましたけれども、河内中学については、旧河内中については省略させていただきます。

旧みずほ小学校改修工事が進んでいますが、いつ終わるのかと、いつから入れるようになるのかお聞きします。教育委員会、商工会の移動の件も併せてどういうふうになっているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（服部 隆君） 寺崎教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（寺崎光則君） 質問にお答えします。

みずほ小学校の工事の状況について御説明いたします。

今回の改修工事では、1階部分のロッカーや黒板など、造りつけの家具類を撤去しまして、事務室や会議室として広く使用できるようにするとともに、内装の耐火基準適合のため、内壁の張替えなどを行っております。そのほか、エアコンの入替えや照明のLED化などを併せて進めているところでございます。

これらの改修工事は3月末までには完了する見込みでございますが、工事を進めていく中で追加の工事部分が出ておりまして、部材の手配などの関係で次年度に繰越しを予定しております。それらを含めまして、改修工事が終わるのは5月になる見通しでございます。

その後、電話やネットワーク関係の整備などを行いまして、6月以降、引っ越しの準備を進めまして、7月には事務所の移転をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） ありがとうございます。

教育委員会もそうなんですけれども、商工会のほうもかなり傷んでおりますので、なるべく早く改修工事が終わり、いい感じで新しく場所で運営できるようになればと考えております。よろしくお願いいたします。

続いてですが、学校給食ですが、先月、地元産のフグを使った給食が出され、子供たちがおいしく食べていたところがテレビや新聞等で報道されていましたが、給食に使っていた食材、フグはどのような形で、費用はどうなっていたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。できれば、その前にもチョウザメ等もあったと思うんですけれども、それらの食材についてもお願いします。

○議長（服部 隆君） 寺崎教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（寺崎光則君） 質問にお答えします。

コロナ禍での給食に関する取組について御説明いたします。

令和2年11月17日のチョウザメを使った給食と、令和3年2月8日のトラフグを使った給食を、かわち学園で提供しております。

これは、コロナ禍による消費の落ち込みで経営に打撃を受けた県内の水産事業者を支援するため、茨城県の県産水産物学校給食提供緊急対策事業を活用させていただいたものでございます。こちらの事業は、対象食材にかかる費用の全額を県が負担するもので、町に食材の費用負担はございません。今回、使用したチョウザメの約6割、トラフグは全てが旧長竿小学校で養殖されたもので、町内の事業者の支援にもつながったものと考えております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） よく分かりました。ありがとうございます。

続きまして、鈴木教育長におかれましては、昨年12月に承認され、誠におめでとうございます。早いもので3か月が過ぎようとしておりますが、コロナ禍の中、大変だと思いますが、かわち学園の教育方針をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 宮本議員の質問にお答えします。

初めに、先ほど局長のほうからも簡単にはあったんですが、昨日行われましたかわち学園の卒業式の様子について御報告いたします。

卒業生44名は、保護者、8年生が見守る中で、橋爪校長から卒業証書を授与されました。

大変しっかりした態度でした。新型コロナ感染症の観点から参列者の人数を減らし、時間短縮での実施ではありましたが、厳粛な中にも、感動的な卒業式でした。

話は替わりますが、1月下旬に、かわち学園の授業を参観しました。前期課程では、子供たちの目が先生に集中して、活発な学習が進められていました。後期課程では、中学生らしく落ちついていて、しっとりとした授業が展開されていました。前期、後期とも子供たちと先生の関係がとてもよく、子供たちの学ぼうとする意欲を感じました。授業を見ていて、私はとてもうれしくなりました。

さて、河内町の教育目標は、人間性豊かで創造力に富み、たくましく生きる人間の育成と郷土を愛し住みよい町づくりに貢献できる人づくりを目指した教育を進めるです。この目標をもとに育まれてきた河内の子供たちは、純朴で、何事にも一生懸命に取り組むことができます。地域でも挨拶がよくできます。素直で思いやりがあるなど、良さがいっぱいあります。目標ややりたいことを自分で決めて、それに向かって、どんな方法で、どのように解決していくかを考えて行動する。そんな力をつけていくと、河内の子供たちは、さらに大きく成長していけると考えております。

かわち学園は小中一貫校になってから3年が経過します。この3年間で、小中一貫の形がしっかりと整いました。学園としての基礎が固まり、1年生から9年生まで、しっかりした1本の幹が通りました。

また、令和5年4月からは、二つのこども園が一つになり、学園の東側に統合こども園がスタートします。そこで、これから教育委員会として学園と力を合わせながら、次の三つの点に取り組んでいきたいと思っております。

一つ目は、主体性の育成です。かわち学園の教育目標に、夢や希望に向かって自ら考え行動できるという力を育成することです。特別活動を中心として、生徒会活動や学級活動などで考えを出し合いながら、子供たちが学校、学級を動かしていく、そんな学校にしたいと考えております。

二つ目は、学力の向上です。郷土教育、英語教育、勤労体験教育などに力を入れながら、子供たちの学力の向上を図ります。また、4月から、タブレットが1人に1台与えられます。ICTを活用した学習にも取り組んでいきます。

三つ目は、2年後の統合こども園のスタートに向けて、学びの連続性を意識した幼児教育と義務教育の円滑な接続と連携です。これは、子育て支援課と協力しながら、これからの2年間は二つのこども園の連携をさらに進めながら、かわち学園と段差のない教育ができるように準備していきます。

以上、今述べた三つのことを通して、こども園を含めたかわち学園という幹を、学園にあるあのケヤキのように、さらに太いものにしていきます。そして、河内ならではの教育、地域に根差した教育を進めてまいります。

河内町をより住みよいまちにしていくために、教育の面から、その一翼を担っていく所

存です。かわち学園の幹が、さらに太く力強く伸びていくために、地域の皆様、そして、ここにおいでの皆様と力を合わせていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたしますします。

○議長（服部 隆君） 12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） 力強い御答弁、ありがとうございました。

河内の子供たちの教育のために、河内町のために、精いっぱい頑張っていただけのようにお願い申し上げます。ありがとうございました。

続きまして、町民課長にお尋ねします。

新型コロナワクチン接種の準備は、町としてどうしているのかお聞きします。以前、説明があったんですけれども、詳細について御説明いただければと思います。よろしくお願いいたしますします。

○議長（服部 隆君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 宮本議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染者数は、現時点で以前より落ちついてまいりましたが、地域によっては下げ止まり傾向も見られ、変異株のウイルスの確認も報告され、いつまた感染者が爆発的に増えることが懸念されております。

現在、新型コロナウイルス感染症のワクチンにつきましては、ファイザー製のワクチンが国内で2月に承認され、国の示した接種順位に基づき、医療従事者への接種が始まっており、現時点では4月以降に高齢者が順次接種の予定となっておりますが、今後のスケジュールについては、国内のワクチンの供給量の状況が重要と考えております。

町の体制としましては、人口規模や地域性、現時点でのワクチン供給等の状況を踏まえ、通常のインフルエンザ等の予防接種体制を基本に、医師会、近隣自治体の協力を得ながら、県外も含めた医療機関での個別接種を軸にワクチン接種体制の構築、併せて町民の方へ郵送するワクチン接種券の準備を進めております。接種時期につきましては、当町へのワクチンの供給量や供給日が明らかになり次第、お知らせしたいと考えております。

町では、今週の3月8日から、新型コロナウイルスワクチン接種に関わる一般的な相談を受け付ける、河内町新型コロナウイルス接種専用コールセンターを開設いたしました。また、厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター、茨城県新型コロナワクチンコールセンター（副反応相談窓口）を国、県において、それぞれ開設されております。

今後につきましても、国や県と情報を共有し、国から示された指針、スケジュールに沿って接種体制を万全にし、引き続き、町民の不安のないよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） ありがとうございました。

続きまして、変異株についてお聞きいたします。

厚生労働省によりますと、21都道府県に拡大していて、現状より急速に拡大するリスクが高いと指摘しています。感染者が埼玉では20人、茨城では1人と報道されています。町の対応等をお聞かせください。

○議長（服部 隆君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 宮本議員の質問にお答えいたします。

変異株については、報道にもありますように、海外由来の変異株による国内での陽性患者が確認され、日を増すごとに急速に増加傾向にあります。また、この陽性者の方には渡航歴のない方も多く、また感染ルートも不明など、今後の感染状況など第4波のおそれも懸念され、変異株が従来のもものより重篤な症状を引き起こす可能性や、ワクチンの有効性への影響等、国でも現在調査が進められておるところでございます。

私たちの住む河内町は、海外との出入口でもある国際航空がある地域に隣接する町でもございますので、変異株の感染への心配、不安に思う方は多いのではないかと思います。

厚生労働省によりますと、新型コロナウイルス感染症の変異株の状況を把握するため、国において変異株のスクリーニング、ゲノム解析を実施し、変異株のリスク評価、分析を行うとともに、国内の監視体制を強化するなど、感染防止対策に努め、併せて検疫などの水際強化対策も実施しているとのことでございます。

例年、この3月から4月にかけては、卒業、入学等に伴い、様々な人の移動や交流する機会も多くなりますので、町民の皆様には、一人一人が警戒を緩めることなく、引き続き感染予防対策をしっかりと取り組んでいただき、健康を維持していただきたいと思います。

町では、引き続き、感染症発生の動向や、国の動向を注視しながら連携、情報を共有しながら対応してまいります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） ありがとうございます。

続きまして、町長にお伺いいたします。

任期満了までの町政計画等があれば、お聞かせください。お願いします。

○議長（服部 隆君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 早いもので、この5月でちょうど8年ですか、2期8年になるわけであります。そういう中で任期までということで、まず、コロナ対策が一番重要じゃないかと思っております。

あと、ほかには、かわち直販センターの答申も出ましたので、これについても進めてまいります。そして、配食サービスとか買物サービスとか交通弱者の対策も、これも今、引き続き進めております。

そして、こども園については、先ほど教育長からもお話出ましたように、令和5年にオ

ーブンするということで、これについてはもう線路に乗っておりますので、大丈夫かなと思っております。

そして、あとは、かわち広報にもお知らせしたと思うんですけども、利根川堤防強化ということで、これは利根川の堤防自体は、基本的には千葉県側も茨城県側も同じ強度であるという見解なんですけれども、現実は見てもらえば分かりますけれども、非常に差が激しいものですから、今、これについて自民党のほうに直接、命をつなぐ道路ということで陳情して、これについて今月に、河内、稲敷、利根、龍ヶ崎の4市町の首長及び議長に集まっていただいて、協議会を立ち上げるということで今進めております。

今日も、この後、その関係でちょっと都内まで行く予定でありまして、そういうことを任期までに今進めております。

以上です。

○議長（服部 隆君） 12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） ありがとうございます。

5月に任期満了による町長選挙がありますが、立候補の予定はどう考えているのかお尋ねします。

町長、よろしくお願いします。

○議長（服部 隆君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） その件につきまして、8年前、私が立候補をするときに、この町を何とかせなあかんということで、そのときに2期8年ということ、私は実は心に刻んでまいりました。ですから、そのことをやはり実行する、守らなければならないという思いで、今期限りで退任をここで正式に御報告をしたいと思っております。

ですから、今日が最後の議会ということで私も臨んでおりますので、どうか皆様方には2期8年、長い間、町のために一緒に仕事できたということで、懸案事項は次の方にお任せをして、私は2期8年を実行すると、満期で任期をお約束というか、自分に課せた約束を守るということで本当におります。ですから、ここまでいろいろやってこられたのも、議会の皆さんもそうですけれども、役場の職員の力があって、これまでやってこられたので、本当にありがとうございました。

以上であります。

〔「お疲れさまでした」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） ありがとうございます。本当に御苦労さまでした。

公約による2期8年が本当に長かったのか、短かったのか分かりませんが、本当に長きにわたり御苦労さまでございました。

以上で私の質問を終わりにします。

○議長（服部 隆君） 以上で一般質問を終了いたします。

○議長（服部 隆君） 日程 2、議案第 1 号 河内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について議題といたします。

議案第 1 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 1 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号 河内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程 3、議案第 2 号 河内町職員の給与に関する条例及び河内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第 2 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 2 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号 河内町職員の給与に関する条例及び河内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程 4、議案第 3 号 河内町地域福祉基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第 3 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 3 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 河内町地域福祉基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程5、議案第4号 河内町消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 河内町消防団条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程6、議案第5号 令和2年度河内町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

議案第5号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 令和2年度河内町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程7、議案第6号 令和2年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第6号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 令和2年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程8、議案第7号 令和2年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第7号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 令和2年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程9、議案第8号 令和2年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第8号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 令和2年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程10、議案第9号 令和2年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第9号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 令和2年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程11、議案第10号から議案第16号を一括して議題といたします。

この件につきましては、3月4日の本会議において、予算審査特別委員会に付託いたしました令和3年度河内町各会計予算の計7議案についてでございます。

ここで、委員長より審査の結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長小更雅之君、登壇願います。

〔予算審査特別委員長小更雅之君登壇〕

○予算審査特別委員長（小更雅之君） 去る3月4日開会されました令和3年第1回河内町議会定例会におきまして、予算審査特別委員会に付託されました案件について、審査の結果を御報告いたします。

議案第10号 令和3年度河内町一般会計予算

議案第11号 令和3年度河内町国民健康保険特別会計予算

議案第12号 令和3年度河内町介護保険特別会計予算

議案第13号 令和3年度河内町介護サービス事業特別会計予算

議案第14号 令和3年度河内町後期高齢者医療特別会計予算

議案第15号 令和3年度河内町下水道事業特別会計予算

議案第16号 令和3年度河内町水道事業会計予算

以上7議案について、3月4日、5日の2日間にわたり全委員出席の下、委員会を開催し、各担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、付託された案件は全て原案のとおり異議なく可決すべきものと決定いたしました。

なお、審議の詳細につきましては、議長を除く全議員が当委員会の委員でありますので割愛させていただきます。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位から出されました質疑、意見等について十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

令和3年3月12日

予算審査特別委員会委員長 小更雅之

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

予算審査特別委員会からの報告は終わりました。

お諮りいたします。

議案第10号から議案第16号は、質疑、討論を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

議案第10号から議案第16号につきましては、予算審査特別委員会の審査結果のとおり可決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号から議案第16号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 本日提出されました日程12につきまして、審議に入るに当たり、執行部より提案理由の説明を求めます。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君） 本日提出いたしました議案第17号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本件は、3年ごとに改定される介護保険事業計画による介護保険料の変更及び介護保険法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

以上、御審議方よろしくお願いを申し上げます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

○議長（服部 隆君） 日程12、議案第17号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 議案第17号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例の概要について説明させていただきます。

本件は、令和3年2月26日に開催された介護保険運営協議会にて御承認いただいた高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、介護保険料を変更することとされたこと及び平成30年度、令和2年度税制改正により、介護保険料や保険給付の負担水準に関して意図せざる影響や不利益を生じないよう、介護保険法施行令等の規定の見直しが行われたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

この条例は令和3年4月1日から施行されます、となります。

以上です。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

議案第17号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第17号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程13、選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本件につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、高橋利彰君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました高橋利彰君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました高橋利彰君が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

○議長（服部 隆君） 日程14、閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の各委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した閉会中の所管事務調査の申出がありました。
お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の調査事項にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の調査事項とすることに決しました。

○議長（服部 隆君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて令和3年第1回河内町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後零時16分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員